

労働政策審議会建設労働専門委員会

# 建設業の「雇用改善」 の意味について

芝浦工業大学建築学部

教授 蟹澤宏剛

# 2015年に提示させていただいたこと(抜粋)

## 建設業の「雇用改善」を考えるにあたって

社保未加入対策が進み、従来よりは諸環境の改善は進んだものの、

- まだまだ、「雇用」の枠組みから外れている「技能者」は少なくない。
- それらは、一般に「一人親方」とされるが、「偽装請負」も少なくない。
- 「一人親方」にしろ「偽装請負」にしろ、何らかの指揮命令を受けて働いていることが少なくない。
- 引退後に生活保護を受けている技能者も少なくない(無年金者)。

# 2015年に提示させていただいたこと(抜粋)

## おわりに

- 技能者の雇用を推進することは当然であるが、
- 建設業が受注産業である特性に鑑みれば、
- その全てを何れかの企業が雇用することには限界があるので、
- 請負やその他の形態で働く人を排除することは出来ない。
- それをグレーゾーン化することなく、
- 働く人間(≡労働者)として、適正に遇すること、そのための制度を整えることが、
- この産業が持続可能であるための重要なテーマ

# 2015年から2020年の変化

## ■ 変わったこと

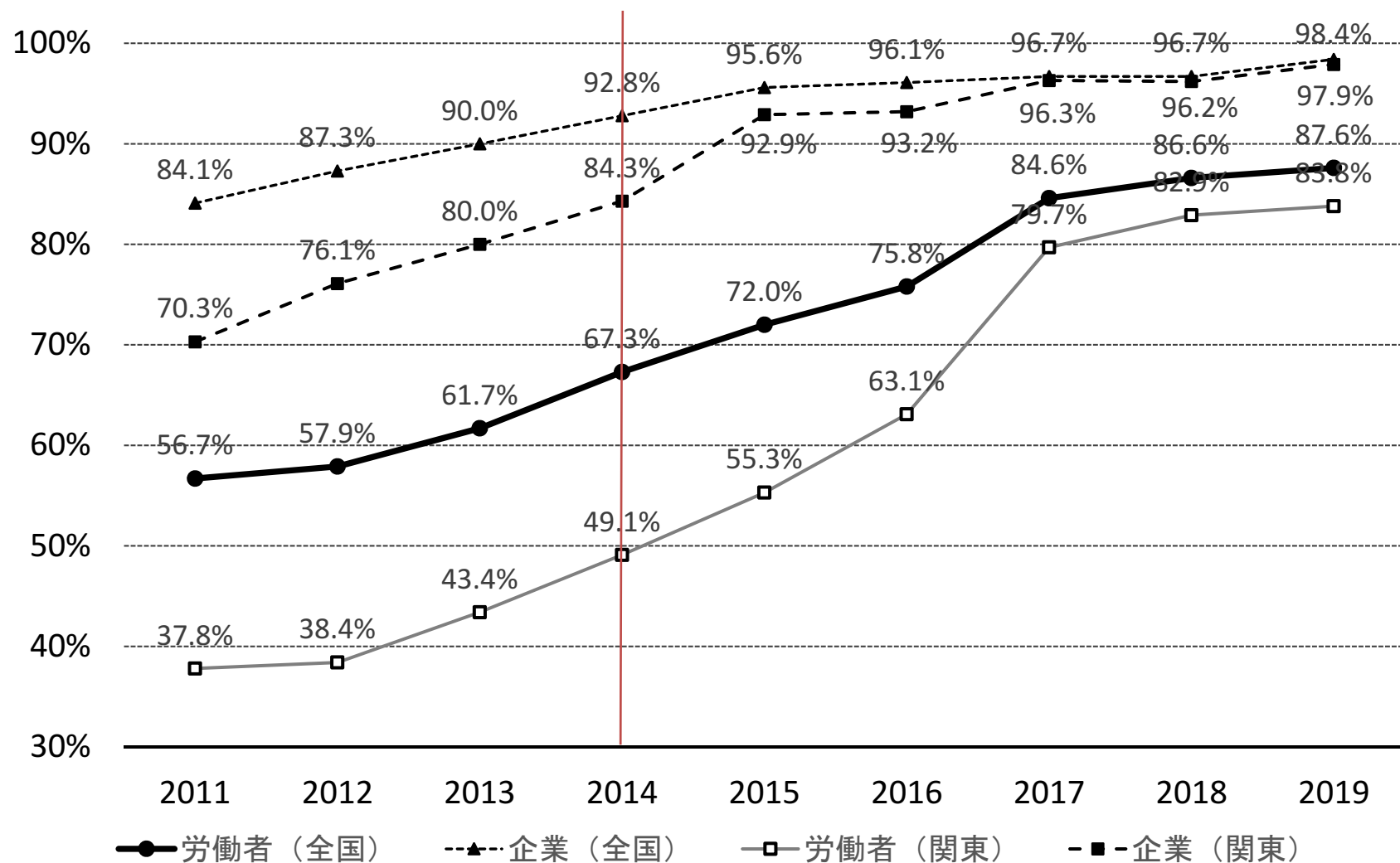
- 社会保険加入のさらなる進展
- 専門工事会社等による技能者の社員化(雇用)進展
- 建設キャリアアップシステムの導入
- ネットを利用したマッチングシステム等の台頭

## ■ 変わらないこと

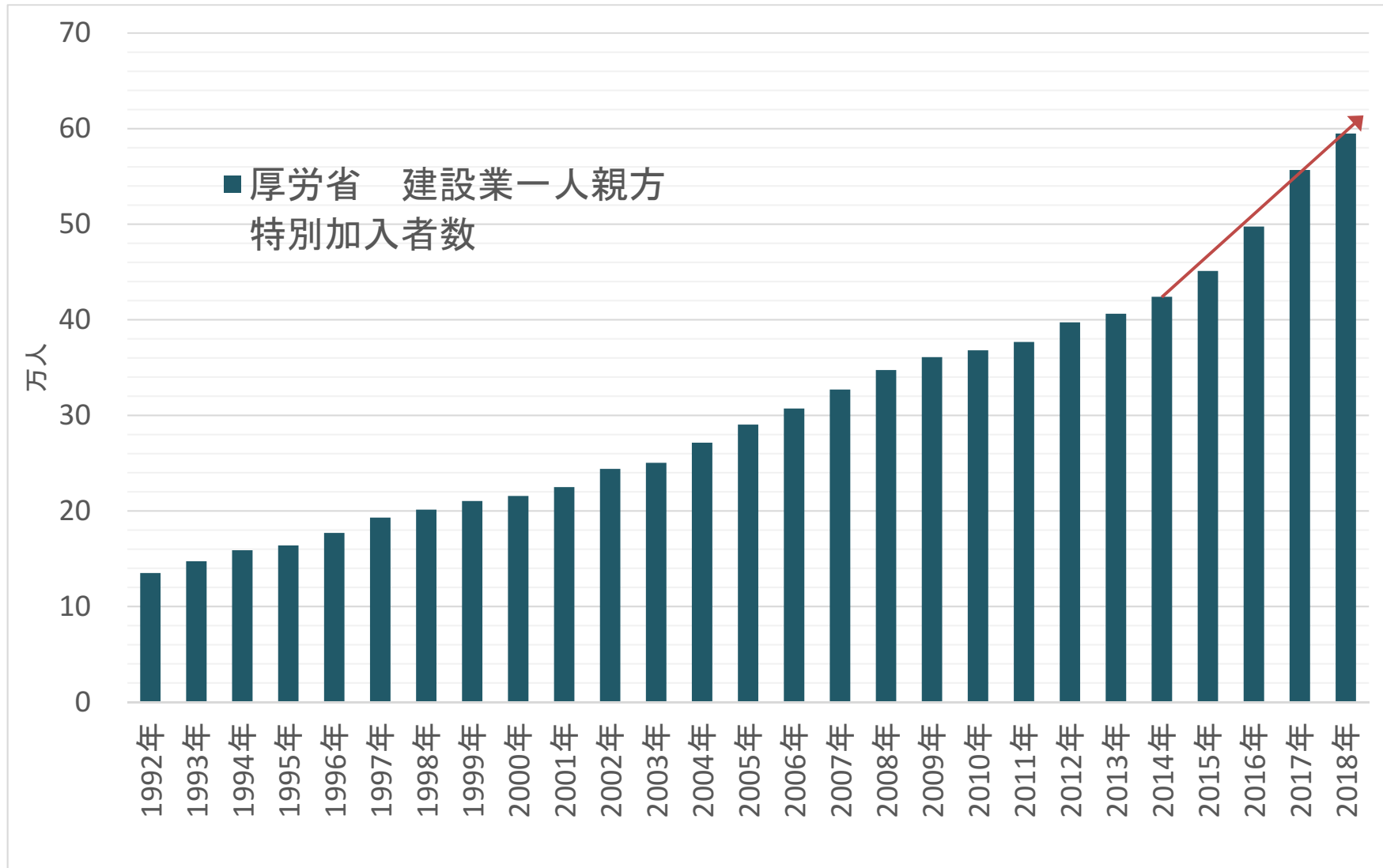
- 「応援」や「常用」、人夫出し(人工出し)の存在
- 一人親方(雇用制度外)の存在(むしろ増加)
- 無保険者、無年金者の存在(生活保護者の増加)
- 不作為体質(正直者が……)



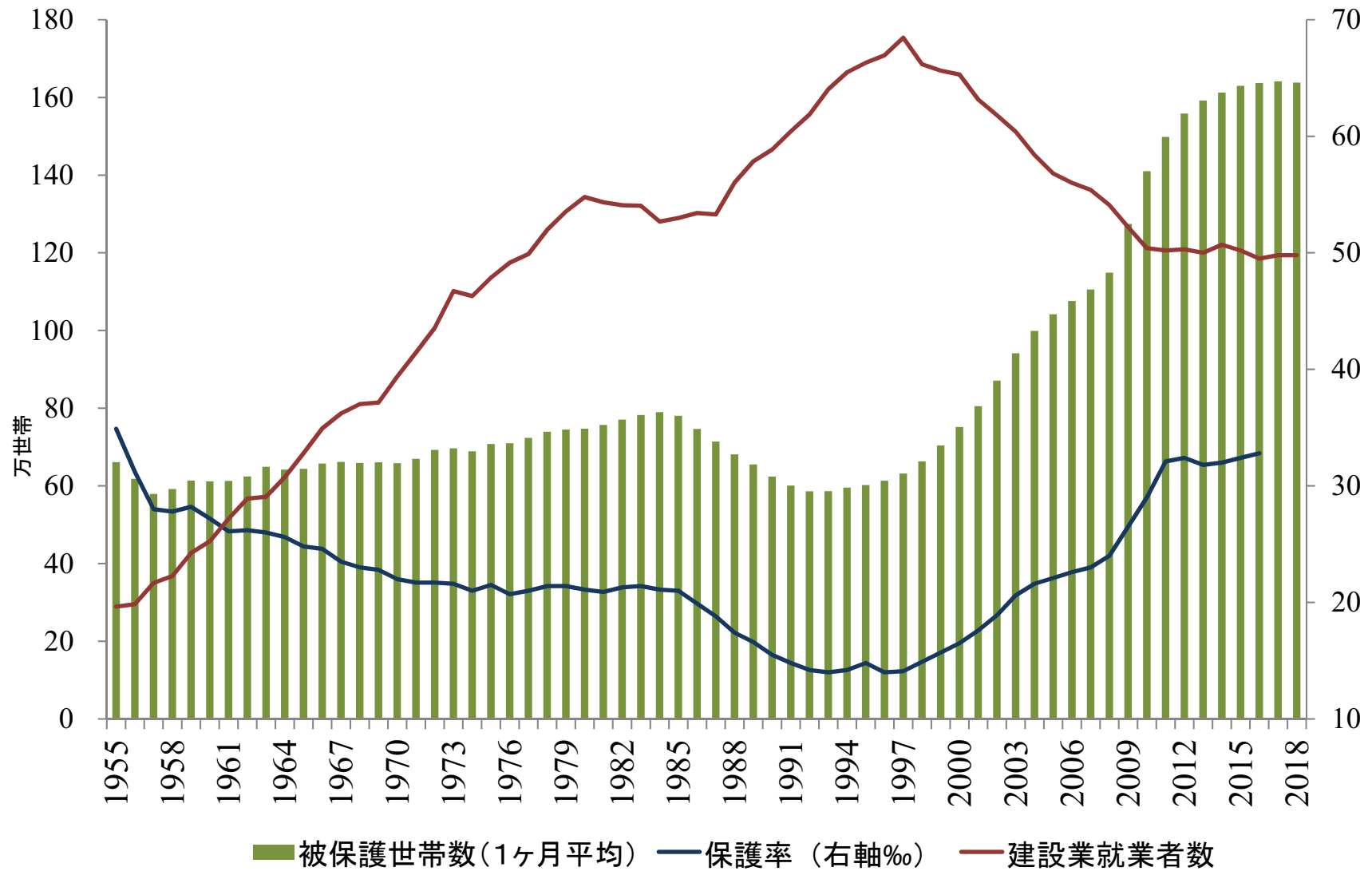
# 国土交通省の公共工事労務費調査における社会保険 (3保険)加入率の推移



# 労災保険特別加入者(一人親方)の推移



# 生活保護世帯数と建設業就労者数の推移



# 一人親方(特別加入者)が増えている理由

- 国による社会保険未加入対策の強化
- 公共工事やゼネコン現場での入場規制強化
- 「社員」と「一人親方」の二極分化
- 若手のフリーランス志向
- 規制逃れの偽装一人親方の増加
- 不作為の存在





# 偽装一人親方（偽装社員）の具体例

- 指揮命令を受けずに自律的に働く能力が明らかに不足している10歳代や20歳代前半の特別加入者
- 特定の建設会社に明らかに帰属し、作業着を着用するなど外形上も社員に見えるが社員ではない人
- 働く現場を特定の建設会社に采配されるなど指揮命令下にあるが社員ではない人
- 特定の建設会社の加工場や施設、車両などを（自由に）利用しているが社員ではない人
- 意図的に5人未満の組織に細分化して社保適用除外者として扱われる人
- 建設業許可がない等の理由で作業員名簿に記載される人（偽装社員）
- 消費税免税あるいは未納税により一人親方としての手続きが未完の人（無自覚の人・顕在化しない一人親方）



# 「雇用改善」に関する諸制度の今後

- 2020年4月 改正労働基準法施行(中小企業)
  - ※ 建設業は2024年4月施行
- 2020年10月、改正建設業法施行: 社保加入が建設業許可要件化、作業員名簿作成義務化
- 少なくとも公共工事に関しては、2023(R5)年以降CCUS加入が原則化
- 2023(R5)年10月 消費税インボイス導入
- 雇用保険未加入に対する元請の履行責任強化: 下請指導ガイドライン改正
- 2024年4月には全てが施行！！



# 新しい建設雇用改善計画への期待

- 雇用改善→対象者の拡大のための方策の提示
- 建設業務労働者就業機会確保事業の活用方策
  - 不法の黙認から合法の活用へ
  - CCUSを前提とした制度の再設計(運用の見直し)
- 一人親方の労働者性の確立方策
  - 労働安全衛生法令等との矛盾の解消(下請組織で働く人への元請労災保険適用)
  - 裁判等による追認事例の尊重
  - 形骸化による不利益の解消(最低給付日額問題、コロナ禍の給付金等)
- 不法な労働者供給問題の解決策
- 国土交通省との連携強化策
  - 例えば、CCUSに登録された安全衛生関係資格証の原本認定

